

(旧)特定労働者派遣事業に係る経過措置

平成 27 年 9 月 30 日から、一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業は廃止となり、労働者派遣事業の実施を希望するすべての事業主は、厚生労働大臣に「労働者派遣事業」の許可を受けなければならないこととされました。

このため、当該改正の経過措置として、(旧)特定労働者派遣事業(労働者派遣法改正法附則第 6 条の規定に基づき行われる事業をいう。以下同じ。)を実施するため平成 27 年 9 月 29 日までに厚生労働大臣に対して届出書を提出した者は、平成 27 年 9 月 30 日から平成 30 年 9 月 29 日までの 3 年間、(旧)特定労働者派遣事業で実施していた事業主は引き続きその事業の派遣労働者が「常時雇用される労働者」のみである労働者派遣事業を行うことができます(法附則第 6 条第 1 項)。

～留意事項～

- 経過措置期間中は、(旧)特定労働者派遣事業に係る変更の届出については新設の届出を除く事項の変更の届出を行うことができます。

したがって、(旧)特定労働者派遣事業を事業主の主たる事業所以外の事業所で労働者派遣事業を実施するため新設を希望する場合は、厚生労働大臣から当該事業所での労働者派遣事業実施の許可を受けなければなりません。

- 経過措置期間の経過後は、厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可を受けなければ労働者派遣事業を行うことはできません。

なお、平成 30 年 9 月 29 日までに厚生労働大臣に労働者派遣事業の許可の申請をした場合において、平成 30 年 9 月 30 日を過ぎてもその申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、引き続き常時雇用される労働者のみを派遣する労働者派遣事業を行うことができます。ただし、経過措置期間満了日の直前は、駆け込み申請など多くの申請が行われることで、申請窓口での待ち時間の増大のほか、労働者派遣事業の許可がおりるまで一定程度時間を要してしまう可能性があることが予想されるので、資産要件等の許可基準を満たしており、引き続き労働者派遣事業を実施する予定がある場合は、早めの申請をお勧めします。

- (旧)特定労働者派遣事業を実施する事業主は、経過措置期間において、キャリア形成支援制度の実施等の法の規定により義務の課せられる事項については、労働者派遣事業を実施する事業主と同様に実施義務が課せられます。
- キャリアアップ措置について、キャリアコンサルティングの担当者の配置状況、キャリアコンサルティングの実施状況、キャリアアップに資する教育訓練の実施状況等について、労働者派遣事業の事業主と同様に法の規定に基づき実施していることを、労働者派遣事業報告等によって報告しなければなりません。
- (旧)特定労働者派遣事業の欠格事由は労働者派遣事業の許可の欠格事由と同様です。

1 (旧)特定労働者派遣事業の変更の届出

(1) 変更の届出

(旧)特定労働者派遣事業を行う事業主が次の事項を変更したときは、事業主管轄労働局に変更の届出をしなければなりません。

なお、事業所の新設を除き、取扱いは労働者派遣事業における変更の届出と同様の取扱いです。

ただし、事業所における⑥から⑪までの事項の変更のみを届け出るときは、変更後の事業所管轄労働局へ届出を行うこともできます。

- ① 氏名又は名称
- ② 住所
- ③ 代表者の氏名
- ④ 役員(代表者を除く。)の氏名
- ⑤ 役員の住所
- ⑥ (旧)特定労働者派遣事業を行う事業所の名称
- ⑦ (旧)特定労働者派遣事業を行う事業所の所在地
- ⑧ (旧)特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者の氏名
- ⑨ (旧)特定労働者派遣事業を行う事業所の派遣元責任者の住所
- ⑩ (旧)特定労働者派遣事業を行う事業所における特定製造業務への労働者派遣の開始・終了
- ⑪ (旧)特定労働者派遣事業を行う事業所の廃止

(2) 届出期日

1の①から⑪までの変更の届出は、当該変更に係る事項のあった日の翌日から起算して10日以内(登記事項証明書を添付する場合の変更の届出については、当該変更に係る事項のあった日の翌日から起算して30日以内)に、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に提出すること。

2 (旧)特定労働者派遣事業の廃止の届出

(旧)特定労働者派遣事業を廃止したときは、当該廃止の日の翌日から起算して10日以内に事業主管轄労働局に労働者派遣事業廃止届出書(様式第8号)を提出しなければなりません。